

社会保険

いばらき

9

協会けんぽ 令和元年度決算（見込み）のお知らせ

2020 September
NO. 506

- 協会けんぽ茨城支部令和元年度事業報告
- 9月分保険料から新しい標準報酬月額で計算・控除を
- 厚生年金保険の標準報酬月額の上限の改定
- 保険料は納付期限までの納入を
- 10月の出張年金相談



そばの花（撮影：常陸太田市）：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

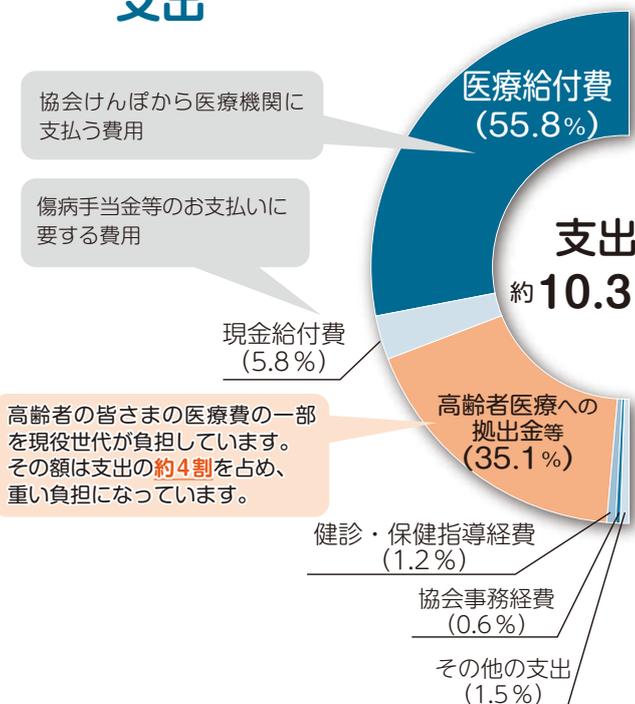
協会けんぽ 令和元年度決算（見込み）のお知らせ

収支差がプラスであるものの、協会けんぽの財政は引き続き楽観できない状況です。

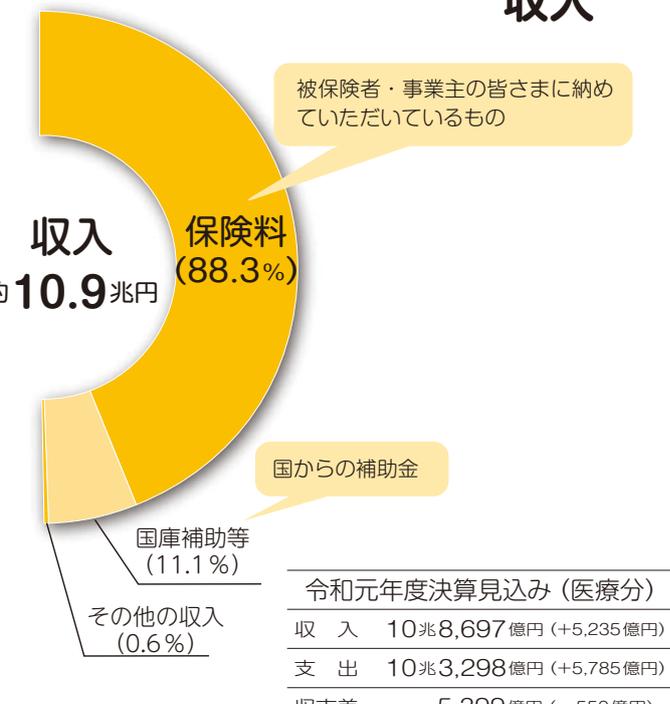
令和元年度の決算見込み（医療分）については以下のとおりです。

【協会けんぽ 令和元年度決算（医療分）】

支出



収入



令和元年度決算見込み（医療分）	
収入	10兆8,697億円 (+5,235億円)
支出	10兆3,298億円 (+5,785億円)
収支差	5,399億円 (-550億円)
準備金	3兆3,920億円 (+5,399億円)

※カッコ内は対前年度比

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

令和元年度決算はどういう内容ですか？

収入…前年度に比べ5,235億円の増加

令和元年度の収入が増加した要因は以下のとおりです

- ・ 保険料を負担する被保険者数の増加 (+4.4%)
なお被保険者の伸び +4.4% のうち、+2.1% は大規模健康保険組合の解散による一時的な影響であり、この影響を除くと被保険者の人数の伸びは、平成29年度をピークに鈍化。
- ・ 被保険者の賃金増加 (+0.7%)

支出…前年度に比べ5,785億円の増加

令和元年度の支出の増加が抑制された要因は以下のとおりです

- ・ 保険給付費（支出の6割相当）が増加
1人当たり医療給付費の増加や大規模保険組合の解散に伴う加入者数の大幅な増加による影響
- ・ 高齢者医療への拠出金等（支出の4割相当）が増加
高齢者医療費の伸びや退職者給付拠出金の減少額が少なくなったこと等による影響

この結果、令和元年度は収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円となり収支差はプラス5,399億円となりました。

収支差がプラスということは、協会けんぽの財政は良いのでしょうか？

令和元年度の決算見込みにおける収支差はプラスですが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響による世界経済の悪化により、保険料収入の減少が懸念されることに加え、支出についても、新型コロナウイルスの感染拡大前には1人当たり医療給付費の伸びが高く推移していたことや、近年増加している高額薬剤の保険収載、令和4年度以降に見込まれる後期高齢者支援金の大幅な増加等を踏まえると、協会けんぽの財政は引き続き楽観を許さない状況です。

ご存じですか？

加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

◆病院等を受診した時の医療費	約5,580円
◆高齢者の皆さまの医療費への拠出金	約3,510円
◆病気で職場を休んだ際の手当金や 出産した時の給付金	約580円
◆健診・保健指導経費	約120円
◆協会けんぽの事務経費	約60円
◆その他の支出	約150円
計	10,000円

協会けんぽ茨城支部 令和元年度事業報告について

令和元年度の事業報告の一部をご紹介します。

※令和元年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧くださいか、協会けんぽ茨城支部へお問い合わせいただけますようお願いいたします。

インセンティブ（報奨金）制度の本格導入

平成30年度より、「インセンティブ（報奨金）制度」を導入いたしました。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、「健康保険料率」に反映するものです。

事業主と加入者の皆様の健康への取組が、医療費適正化に繋がります。協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートいたしますので、共に取り組んで参りましょう。

1	健診の受診率（上昇幅含む）
2	特定保健指導の実施率（上昇幅含む）
3	特定保健指導対象者の減少率
4	要治療者の医療機関受診率（上昇幅含む）
5	後発医薬品の使用割合（上昇幅含む）

1～5の割合が高ければ高いほど、また、前年度からの伸びが大きければ大きいほど、保険料率の引き下げにつながります。

保健事業の推進

●健康経営（コラボヘルス）の推進

茨城支部では、事業主とのコラボヘルスの一つとして、「健康づくり推進事業所認定制度」を行っています。事業主自らが従業員の健康づくりに取り組むことを宣言し、事業主と協会けんぽが連携して、事業所の健康課題の解決や職場環境改善等、従業員の健康の維持増進を図る事業です。

令和2年7月20日現在、616事業所が宣言しています。

●特定健診・特定保健指導の推進

令和元年度の被保険者（40歳以上）の**生活習慣病予防健診実施率は55.2%**と、前年度に比べ0.9%ポイント増加し、着実に向上しています。また、**特定保健指導実施率は19.5%**で、前年度に比べ1.7%ポイント上回りました。

【茨城支部の令和元年度保健事業の実績は下表のとおりとなりました】

保健事業内容	実績 (前年度)	全国 (前年度)
生活習慣病予防健診 実施率 被保険者	55.2% (54.3%)	52.3% (50.9%)
特定健康診査 実施率 被扶養者	27.0% (27.9%)	25.5% (24.4%)
事業者健診データの取得率 被保険者	7.6% (9.1%)	7.6% (7.1%)
特定保健指導実施率 被保険者 + 被扶養者	19.5% (17.8%)	17.7% (16.0%)

医療費適正化の取り組み

●「ジェネリック医薬品軽減額のお知らせ」をお送りしています

医療機関を受診された方のうち、一定条件を満たす方に、現在使用されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の1ヵ月の自己負担額の軽減額をお知らせするものです。

令和元年度お知らせの効果
(茨城支部)

●お知らせ対象者……1回目70,081人
●お知らせの効果……ジェネリックへ変更した人 18,784人（1回目）
医療費軽減効果 2,607万3,510円（1回目）

※2回目は集計中

●債権発生防止のための保険証回収強化

退職等の理由により、資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただけます。

資格喪失後受診は債権発生の大いなる要因であり、協会けんぽ全体で**令和元年度の発生件数は172,024件、発生金額が約48億円となり、前年度よりそれぞれ16,425件、約9億円上回っています。**

●被扶養者資格の再確認

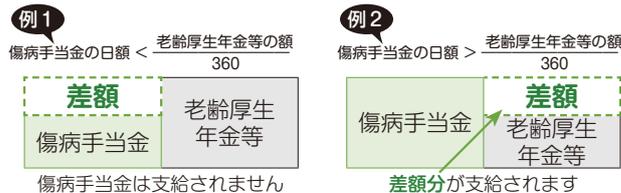
協会けんぽでは、被扶養者資格の再確認業務を行っています。令和元年度は、約6.6万人の被扶養者の資格が解除となり、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約15億円削減**される見込みとなりました。ご協力ありがとうございました。

ご存知ですか？ 傷病手当金と年金の支給調整

健康保険の傷病手当金を受給している被保険者様が以下の条件に該当する場合、傷病手当金の支給額の一部または全部が減額調整されます。

- 退職後に老齢（退職）年金を受けようになったとき
- 傷病手当金の支給期間に同一傷病により、障害厚生年金または障害手当金を受けられるようになったとき

※すでに傷病手当金を受給した期間にさかのぼって、年金を受給された場合は、傷病手当金を返納していただくことになります。



＜お問い合わせ先 ☎029-303-1582(業務グループ)＞

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/

発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

日本年金機構からのお知らせ

令和2年9月分の保険料から 新しい標準報酬月額で計算し控除してください

本年7月に提出していただいた「算定基礎届」により、新しい標準報酬月額が決定いたしました。この標準報酬月額は、今後、昇給や降給などにより月額変更にあたる場合を除き、令和2年9月分から令和3年8月分までの1年間の保険料や保険給付額の基礎となります。

○ 新しい保険料の控除はいつから

保険料の控除は、原則、前月分の保険料を当月支払われる給与から控除することになっています。したがって、新しく決定された標準報酬月額による保険料控除は、令和2年10月に支払われる給与からとなります。

○ 年金支給額が変わる場合があります

在職中で老齢厚生年金を受給されている方は、標準報酬月額の改定により、年金の支給額が変わったり、全額停止になる場合があります。

○ 被保険者の方に通知してください

事業主の方は、標準報酬月額の決定または改定等があった場合は、その内容を速やかに被保険者へ通知することになっております。

通知方法は任意ですが、明確かつ確実に通知するようお願い致します。

厚生年金保険における標準報酬月額の上限を改定します

厚生年金保険法の規定に基づき、令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

なお、上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主様に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」をお送りします。標準報酬月額の改定に際して、事業主様からの届出は不要です。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員（厚生年金基金加入員を除く）	
			金額	被保険者負担分（折半額）
第31級	620,000円	605,000円以上	18.300% 113,460円	9.150% 56,730円

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員（厚生年金基金加入員を除く）	
			金額	被保険者負担分（折半額）
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	18.300% 113,460円	9.150% 56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただきますよう、事業主の皆様のご協力をお願いします。

保険料

健康保険・厚生年金保険の保険料は、毎月の給与（標準報酬月額）と賞与（標準賞与額）に保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者が半分ずつ負担します。

毎月の給与から徴収される保険料

介護保険に該当しない被保険者の健康保険料	=標準報酬月額×健康保険料率(9.77%)
介護保険に該当となる被保険者の健康保険料	=標準報酬月額×(健康保険料率+介護保険料率=11.56%)
厚生年金保険料	=標準報酬月額×厚生年金保険料率(18.3%)

賞与等から徴収される保険料

介護保険に該当しない被保険者の健康保険料	=標準賞与額(年度累計573万円上限)×健康保険料率(9.77%)
介護保険に該当となる被保険者の健康保険料	=標準賞与額(年度累計573万円上限)×(健康保険料率+介護保険料率=11.56%)
厚生年金保険料	=標準賞与額(150万円上限)×厚生年金保険料率(18.3%)

標準賞与額は実支給額の1,000円未満の端数を切り捨てた額となります。

○子ども・子育て拠出金率(令和2年4月1日~適用)…0.36%

[参考]平成31年4月分~令和2年3月分までの期間は0.34%

- ※健康保険料率は令和2年3月からの料率です。
- ※介護保険の該当被保険者とは、40歳以上65歳未満の第2号被保険者です。
- ※子ども・子育て拠出金については、事業主が全額負担することとなります。

保険料は月単位

健康保険や厚生年金保険などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。なお、同一月内に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料の納付が不要となります。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。

納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

1円未満の端数処理

被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じた場合、事業主と被保険者との間に特約を結んでいない限り、次のように取り扱います。

- 源泉徴収する場合
事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- 源泉徴収しない場合
被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

詳しくは下記年金加入者ダイヤルまたは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル**

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6837-2913** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～
第2土曜日 午前9：30～午後4：00 1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構からのお知らせ

賞与支払届の提出もれはありませんか

事業主が賞与を支給したときは、被保険者賞与支払届に被保険者賞与支払届総括表を添付して、支給日から5日以内に埼玉広域事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出ください。

また、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、被保険者賞与支払届総括表の〔②支給の有無〕の〔1. 不支給〕に○を付けてご提出をお願いします。

70歳以上の被用者に賞与を支給した場合も、賞与支払届が必要です。

賞与支払届は保険料や受け取る年金額にも反映されますので、適正な届出をお願いします。

詳しくは下記年金加入者ダイヤルまたは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル**

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) **03-6837-2913** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～
第2土曜日 午前9：30～午後4：00 1月3日はご利用いただけません。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による10月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	8日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	13日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	14日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	8日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	22日(木) 10:00～14:30	神栖市商工会本所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	8日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	23日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	8日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	14日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	20日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。